

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	農業経済課	検索番号	1 - 22
法令名	農業協同組合法			根拠条項	70 - 2
許認可等	農協連合会の権利義務の承継の認可				
(根拠規定)					
農業協同組合法第70条第2項 前項の規定による権利義務の承継については、第46条、第48条の2、第65条、第65条の3、第67条及び第68条の2の規定を、同項の規定による権利義務の承継の無効の訴えについては、会社法第828条第1項(第5号に係る部分に限る。)及び第2項(第5号に係る部分に限る。)、第834条(第5号に係る部分に限る。)、第835条第1項、第836条から第839条まで並びに第846条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第65条第3項中「第61条」とあるのは「第61条第1項から第4項まで」と、同法第828条第2項第5号中「株主等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第836条第1項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。					
・農業協同組合法第65条第2項 合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。					
(許認可等の基準)					
農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針					
・審査要領					
組合の合併に関し、法第65条第2項に基づき認可を行う場合は、以下の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、合併が真に意義のあるものとなるよう審査するものとする。					
基本的事項					
ア 組合員の意思反映が適正に行われたか。					
イ 組合員の日常的な活動に適切に対応した営農活動や支所機能の充実が図られ、組合員との結びつきにも十分配慮したものであるか。					
ウ 関係機関や団体等との連携が図られているか。					
エ 合併後、組合が行うこととなる事業について、相応する経営的基礎を有しているか。					
オ 合併により事業・組織の健全性が損なわれる可能性が高く、組合員や取引先等に不測の損害を与えるおそれはないか。					
形式的事項					
ア 申請書は正規な申請者から認可権者あてに提出されているか。					
イ 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。					
ウ 定款は法第28条に規定する事項がすべて網羅されているか。					
エ 決定手続は法第46条、第65条等に照らし適法になされているか。					
オ 合併契約は、施行令第35条第1項に規定する内容となっているか。					
カ 新設合併の場合は、法第66条等に規定する手続が適正になされているか。					
キ 合併によって消滅した組合に係る権利義務の承継が適正になされているか(消滅した組合における適正な手続がなされているかどうかも含む)。					
ク 合併によって消滅する組合、合併後存続する組合にあっては、法第65条の3に基づく手続が行われているか。					
定款の内容に関する事項					
ア 目的、事業等の基本事項は、法第1条、第7条、第10条等に照らし適正か。					
イ 事業の執行に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。					
ウ 組合員に関する規定は、法第12条の範囲となっているか。					
エ 経費の分担に関する規定は、組合員間の公平性が確保できるものとなっているか。					
オ 役員に関する規定は、組合の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。					
カ 総会に関する規定は、法第43条の2、第43条の4、第43条の5、第43条の6、第44条等に照らし、合法的に行われるものとなっているか。					
キ 会計に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。					
(その他)					
添付書類					
法第10条第1項第3号の事業を実施する組合					
(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第57条第1項)					
法第10条第1項第3号の事業を行う組合は、法第65条第2項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。					

- (1) 理由書
- (2) 合併を議決した総会又は総代会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
- (3) 合併契約の内容を記載した書面
- (4) 法第65条第4項において読み替えて準用する法第49条第2項の規定に基づく公告に係る計算書類
- (5) 法第65条第4項において準用する法第49条第2項の規定による公告及び催告（同条第3項の規定により公告を官報のほか法第97条の4第2項ただし書の規定による定款の定めに従い、同項第2号又は第3号のいずれかに掲げる公告の方法によりする場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- (6) 総代会で合併を議決した組合にあっては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面
- (7) 法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書面及び当該総会の議事録
- (8) 合併後存続する組合又は合併により設立される組合の定款、信用事業規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後三事業年度の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（農業協同組合連合会にあっては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書面、役員の履歴書、事務所の位置、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者の当該組合のために特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所並びに合併後における収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面
- (9) 合併後存続する組合又は合併により設立される組合が当該合併により子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第38条第1項第4号に掲げる書面
- (10) 合併後存続する組合又は合併により設立される組合が子会社等を有する場合には、当該組合及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
- (11) 合併後存続する組合若しくは合併により設立される組合又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
- (12) その他参考となるべき事項を記載した書面

法第10条第1項第3号の事業を実施しない組合（農業協同組合法施行細則第13条第1項）

設立委員又は合併後存続する組合は、法第65条第2項の規定により合併の認可（法第10条第1項第3号の事業を行う組合に係る合併の認可を除く。）を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類（合併後存続する組合にあっては第2号及び第4号から第6号までの書類を除く。）を添えて知事に提出しなければならない。ただし、総会の決議に基づき合併する場合にあっては第9号及び第10号の書類を、出資組合にあっては第11号の書類のうち財産目録を、非出資組合にあっては同号の書類のうち貸借対照表及び損益計算書を除くものとする。

- (1) 定款（合併後存続する組合は変更しようとする新旧条文の全文）
- (2) 事業計画書
- (3) 合併理由書及び経過報告書
- (4) 設立委員の資格証明書
- (5) 設立委員会議事録謄本
- (6) 役員の経歴の概要を記載した書面
- (7) 総会（総代会）の議事録謄本
- (8) 合併予備契約書謄本
- (9) 法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- (10) 法第48条の2第2項又は第4項の規定に基づく総会の招集があった場合は、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録謄本
- (11) 合併組合の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- (12) 出資組合にあっては法第65条第4項により準用する法第49条第2項及び法第50条第2項の規定による手続を了した監事の証明書

（同第13条第2項）

出資1口金額を増加する場合は、前項の書類のほか該当組合の組合員全員の同意があつた旨の証明書を添えなければならない。

（同第13条第3項）

出資最低持口数を増加する場合は、第1項の書類のほか該当組合の出資口数が最低持口数に足りない組合員の同意があつた旨の証明書を添えなければならない。

（同第13条第4項）

組合員たる資格を変更する場合で当該変更によつて組合員たる資格を喪失する組合員があるときは、第1項の書類のほか、該当組合の組合員たる資格を喪失する組合員全員の同意があつた旨の証明書を添えなければならない。